

平成31年 4月 2日

## 平成31年度 古河市立水海小学校いじめ防止基本方針

古河市立水海小学校  
校長 蛭原 啓子

このたび、「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布された。

「いじめ防止対策推進法」の第一章総則、第一条には、「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全なる成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」とある。そして、公布の日から起算して3月を経過した日（平成25年9月28日）から施行することとされた。

「第二章いじめ防止基本方針等」の第十一条には、「文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。2いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。一いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、二いじめの防止等のための対策の内容に関する事項、三その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」とあり、国にいじめ防止基本方針の策定を義務付けている。

また、第十二条には、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。」とあり、地方公共団体に地方いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求めている。

そして、第十三条には、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」とあり、学校にいじめ防止基本方針の策定を義務付けている。

そこで、本校ではこれを受け、「古河市立水海小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## 1 目 的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (4) 本校のいじめの防止等のための対策は、関係者との連携を図りつつ、学校全体で取り組むものとする。

## 4 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。

- (1) 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校評議員、その他とする。
- (2) 本委員会は、学期1回定期的を開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

## 5 基本的な取組

### (1) 道徳教育・体験活動等の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 道徳教育のヒント集，心のノート，ハートいっぱい推進事業資料等の活用
- ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ④ 元気なあいさつの推進（校内及びP T Aあいさつ運動）
- ⑤ 黙働清掃，ボランティア活動の推進
- ⑥ 児童が主役で進める学校行事の展開
- ⑦ 学年・学級および縦割り班などによる奉仕活動や遊びの充実

### (2) 未然防止のための措置

いじめを未然に防止するために、心の居場所のある学校、学級づくりに努める。

- ① いじめが起きにくい学校風土，学級風土づくり
  - ・人権集会やいじめ防止集会の実施
  - ・人権コーナー，道徳コーナーの設置
  - ・スキルトレーニングによる学校生活対人関係のスキル向上と許容的な学級集団づくり
- ② 授業や行事の中での，児童等の落ち着ける，活躍できる場づくり
  - ・わかる授業の展開
  - ・学校行事の主体的な運営（児童集会，委員会活動，縦割り班活動等）
- ③ 日頃の学級経営の中での，児童等の自尊感情や自己肯定感の育成
  - ・話し合い活動，学級活動の充実
  - ・居場所づくり，絆づくり
- ④ 児童の主体的，積極的な参加する場の確保

	月	学校での主な取り組み	職員の研修
1 学 期	4	1年生を迎える会 縦割り班編成 通学班編成 P T A総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本校いじめ防止基本方針共通理解</li> <li>・配慮を要する児童の共通理解</li> <li>・いじめ調査</li> <li>・教育相談</li> </ul>
	5	家庭確認 運動会	
	6	授業参観	
	7	児童集会（ボランティア委員会発表）	
2 学 期	8		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援に関する校内研修</li> </ul>
	9	児童集会（保健委員会発表）	
	10	児童集会（図書委員会発表）	

		社会的スキル学習（3年） 宿泊学習（5年） 修学旅行（6年） 水海小フェスタ 11 小・中連携あいさつ運動（5・6年） 保・幼・小連携事業（1・2年） 授業参観・地域防災訓練 12 人権集会，人権作文，人権標語 人権教室（3年）	・いじめ調査 ・教育相談
3 学 期	1 2 3	鼓笛引継ぎ（3・4・5・6年） 6年生を送る会	・いじめ調査 ・教育相談 ・年度の振り返りと次年度の計画

(3) 早期発見のための措置

- ① 定期的なアンケート調査（月1回，各学級）
- ② チェックリストの活用（学期1回，各学級）
- ③ いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期1回）

(4) 相談体制の整備

- ① 定期相談〔教育相談（7・11月），個別面談（7月）〕
- ② スクールカウンセラーによる相談

(5) 関係機関との連携（古河市）

市教育委員会 市家庭児童相談員 民生委員・児童委員  
市要保護児童対策地域協議会 筑西児童相談所 古河警察署生活安全課 等

(6) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① 国立教育政策所「いじめ関係の生徒指導リーフ」による研修
- ② 定期的な個別児童の情報交換会

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 情報モラルに関する研修会（児童向け，保護者向け）
- ② 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

## 6 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) いじめを行った児童等，いじめを受けた児童等への指導及び学級等の集団への指導を行う。

- (4) いじめを行った児童等，いじめを受けた児童等の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童等の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) いじめを行った児童等への再発防止指導を行う。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

## 7 重大事態への対処

- ・生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。 等
- (1) 事実関係を明確にするための調査（質問票，聴き取り調査）を行う。
  - (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
  - (3) いじめを受けた児童等及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
  - (4) 市教育委員会へ報告する。
  - (5) いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるとき（いじめにより生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき）はただちに所轄警察署に通報し，適切な 援助を求める。
  - (6) 懲戒，出席停止制度を適切に運用する。
  - (7) いじめを受けた児童等の心のケアといじめを行った児童等への再発防止指導を実施する。
  - (8) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし，見守り体制を構築する。

## 8 いじめ防止基本方針の見直し

いじめ防止基本方針は適宜見直し，改訂していく。

平成25年9月25日策定

平成28年5月 9日一部改正

平成31年4月 2日一部改正